

訪問販売トラブルは、誰でも起こる身近なトラブルです

家にいると、家のリフォームや屋根の修理、布団の販売やお手入れなどを勧め、さまざまな事業者がやってきます。

訪問販売は、消費者が自ら出かけて買って購入することとは違い、突然の訪問をきっかけに、事業者主導の契約となりがちです。そのため消費者が冷静な判断で契約できるように、事業者が守らなければならぬルールが法律で決められています。

訪問販売トラブルは、昼間、家にいることの多い高齢者が巻き込まれやすく、周りの方が気付いて発覚することが多いです。窓口相談に寄せられる頻度の高い訪問販売トラブルの内容は、住まいと寝具に関わる契約で、被害金額が大きいケースもあります。

契約に迷う場合は、まず周りの人に相談しましょう。契約する時には必ず契約書を確認しましょう。トラブルになリそうな場合には消費生活相談窓口にお気軽に相談ください。

消費生活相談窓口

場所 市役所 1階 生活環境課

日時 月～金曜日・午前9時～午後4時（予約優先）

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

考えよう！ ゴミの減量化・資源化

環境センター ☎3325

資源物を出す時の3つ“お願い”

1. 出す時間を守ろう！
2. 分別をしっかりしよう！
3. 当面の間、繊維類を抑えよう！



雨に濡れてリサイクル不能となった繊維類

通常であれば、大半が東南アジア向けに輸出されリサイクルされている繊維類。新型コロナウイルス感染症の影響により輸出が停止され、衣替えの時期も重なり繊維類が大幅に増加したため、5月にはリサイクルが停止、機能しない状況となりました。当センターでは収集した繊維類を再分別し、リサイクル不可能品はやむを得ず焼却処分していますが、収集日前夜に降った雨で濡れた繊維類がリサイクル不能となるケースが多く発生しています。

資源物を出すときは、しっかり分別し、出す時間を守ってください。そして特に今は、衣類処分をなるべく控えていただきますようお願いいたします。

ごみ収集作業員に対する応援メッセージやマスクの寄贈、ありがとうございました